

## ▲▽ 国民健康保険のお知らせ ▲▽

### ○新年度の納税通知書を郵送します

平成 28 年度の納税通知書を 7 月 11 日に郵送します。加入者の所得や資産等をもとに算定した年税額を、7 月から翌年 2 月までの 8 回にわけて納めていただきます。(保険税が年金から直接差し引かれる方は、年金受給月に自動的に納付となります)

国民健康保険は、皆さんに納付いただいた保険税が支えとなっています。ご自身がケガや病気をした時のため、各納期限までにお忘れなく納付されますようお願いいたします。

※国民健康保険税は世帯主に納税義務があります。そのため世帯主が加入していなくても、世帯の中に加入者がいる場合は、納税通知書は世帯主に送付されます。

### ○高齢受給者証が新しくなります

70 歳から 74 歳の方に交付しています高齢受給者証の有効期限が、7 月 31 日をもって満了となるため、8 月以降は使用できなくなります。7 月下旬に新しい高齢受給者証を郵送しますので、8 月 1 日からは現在お持ちの高齢受給者証を破棄し、新しいものをご使用ください。

### ○限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額 減額認定証)の申請受付について

認定証を病院等の窓口で提示すると、世帯の町・道民税の課税状況に応じて、窓口負担が一定の金額にとどめられます。8 月 1 日から使用いただく新年度の認定証の申請を、7 月 1 日から受付しますので、ご希望の方は印かんと国民健康保険証を持参の上、保健課窓口まで届出ください。

また、現在交付を受けている方も、お持ちの認定証の有効期限が 7 月 31 日をもって満了となるため、引き続き 8 月以降も使用いただく際は、新たに申請が必要となります。

※国民健康保険税に未納のない世帯が対象となります。

◆問合せ 保健課 医療給付グループ ☎21-2121

## ●○ 後期高齢者医療保険のお知らせ ○●

### ◆保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が 7 月 31 日をもって満了となるため、8 月以降は使用できなくなります。7 月下旬に新しい保険証を郵送しますので、8 月 1 日からは、お持ちのオレンジ色の保険証を破棄し、水色のものをご使用ください。

### ◆限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額 減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の認定証の有効期限が 7 月 31 日をもって満了となるため、8 月以降は使用できなくなります。有効期限は保険証と同じく 1 年間です。

引き続き交付対象に該当する方(平成 28 年度の町・道民税が非課税の世帯の方)は、7 月下旬に保険証とともに認定証を郵送しますので、8 月 1 日からは、お持ちのピンク色の認定証を破棄し、黄緑色のものをご使用ください。

### ◆医療機関での窓口負担の割合

医療機関での窓口負担割合は「一般の方は 1 割」、「現役並み所得者は 3 割※」です。前年所得をもとに、8 月から翌年 7 月までの負担割合が決まります。

### ◆医療費通知を全受診者へ送付します

これまで希望者にお送りしていましたが、平成 28 年 9 月分より全受診者(平成 28 年 1 月～6 月に受診された方)にお送りします。なお、発行時期は従来の 9 月と翌年 3 月に変更ありません。

### ◆医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- インフルエンザ予防や健康診査など、皆様の健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

### ※現役並み所得者って？

町・道民税の課税所得が 145 万円以上の被保険者とその方と同一世帯にいる被保険者の方です。ただし、次に該当する方は 1 割負担となります。

#### ○同一世帯に被保険者が 1 人の場合

- ・被保険者本人の収入が 383 万円未満のとき
- ・同じ世帯に 70 歳から 74 歳の方がいる場合、その方と被保険者本人の収入の合計が 520 万円未満のとき

#### ○同一世帯に被保険者が 2 人以上いる場合

- ・被保険者の収入の合計が 520 万円未満のとき

※収入とは前年の所得税法上の収入金額であり、必要経費や基礎控除等を引く前の金額です。

◆問合せ 保健課 医療給付グループ ☎21-2121